

申告書

(取引の目的及び実質的支配者)

本書は、犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第4項の規定に基づき、特定取引（金融取引・不動産取引等）に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

20 年 月 日

1. 本人特定事項

(フリガナ) 商号・名称	
所在地	〒 -

〔注〕本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第2号で規定されるものに限ります。)

2. 代表者等の本人特定事項

(フリガナ) 氏名		所属	
		役職	
生年月日	西暦	年	月 日 生
住居	〒 -		
法人との関係	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 取引担当者 <input type="checkbox"/> 代理人		

〔注〕取引担当者の本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

(※ご提示いただく本人確認書類は、犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1号又は第4号で規定されるものに限ります。)

3. 取引目的（不動産売買/金銭消費貸借取引）

<input type="checkbox"/> 買主	購入不動産について <input type="checkbox"/> 自社/店舗用 <input type="checkbox"/> 社宅用 <input type="checkbox"/> 資産運用 <input type="checkbox"/> 転売用 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 借主	借入資金について <input type="checkbox"/> 購入資金 <input type="checkbox"/> その他 ()

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> サービス業
<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売/小売業	<input type="checkbox"/> 金融/保険業	<input type="checkbox"/> その他 ()

〔注1〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等 犯罪収益移転防止法施行規則第10条第2号で規定される書類

5-1. 実質的支配者の情報

(フリガナ) 氏名	
生年月日	西暦 年 月 日生
住居	〒 -
法人との関係	

〔注1〕実質的支配者の本人特定事項等は、お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者(自然人)をいい、具体的には、犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項において裏面のとおりに定義されております。

〔注3〕該当する方が複数名いらっしゃる場合は、下記5-2のご記入欄に該当される方全員の申告をお願いいたします。

5-2. 資本多数法人の場合の株主様情報（5-1でご記載の方以外に該当する場合）

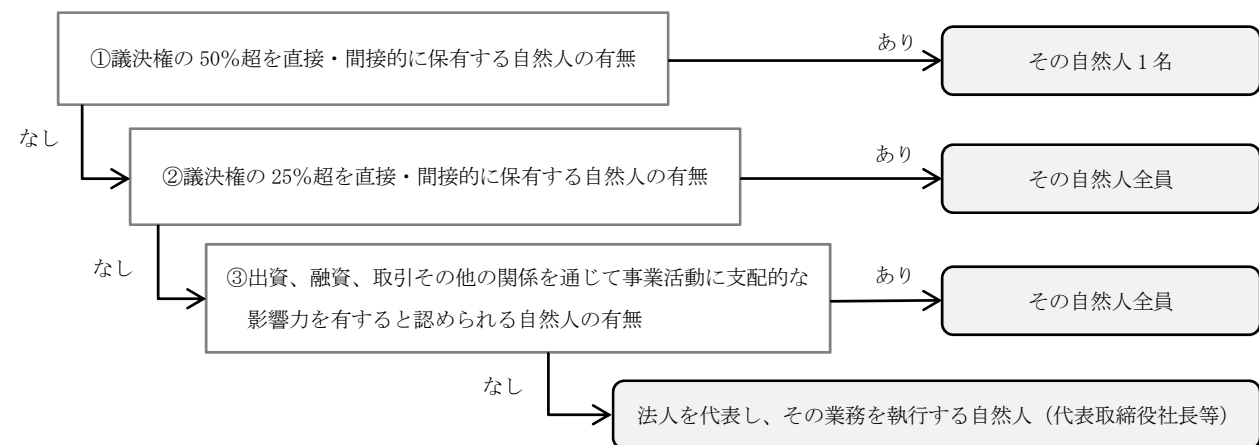
お名前	住所	生年月日	株主割合	関連性	
				該当コード	内容
		年 月 日	%		
		年 月 日	%		
		年 月 日	%		
		年 月 日	%		
		年 月 日	%		

〔注1〕事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合は除かれます。

◆資本多数決の原則を採る法人の場合

法人例 株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社など

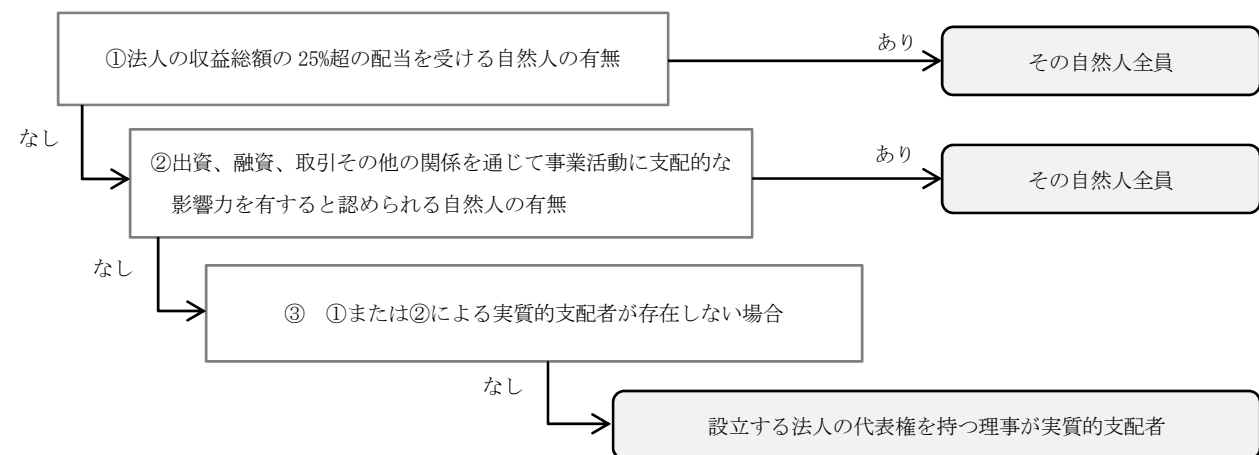
- 対象者**
- ① 当該法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有する自然人
 - ② ①がない場合) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ ①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人



◆上記以外の法人の場合

法人例 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）など

- 対象者**
- ① 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人
 - ② (又は) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ ①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人



〔注2〕なお、株式会社等で50%超の議決権を有する者がいる場合は、その50%超の議決権保有者のみが確認対象となります。

(そのほかに25%超の議決権保有者がいる場合でも、その25%超の議決権保有者は確認対象から除外されます。)

〔注3〕「自然人」とは基本的に「個人」を指しますが、以下に該当するもの又はその子会社等は自然人とみなされます。

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人
- ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体
- ・ 外国の中央銀行、我が国が加盟している国際機関
- ・ 上場会社等
- ・ 有価証券の売買を行う外国の市場（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）に上場又は登録している会社

6. 外国PEPs（重要な公的地位にある者）との取引に関する事項

- 5-1. 5-2. の実質的支配者は、
- 現在外国政府等において重要な地位にある（※1）
 - 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
 - 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがある）者の家族（※2）
 - 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

※1 外国政府等において重要な地位にある者（規則第15条）

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲（令第12条第3項第2号）

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】

